

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日
条例の題名	工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例	公 布 日	平成14年12月26日
条例番号	平成14年三重県条例第64号	直近改正日	なし
所管部局課	雇用経済部企業誘致推進課	電 話 番 号	059-224-2024
条例の概要	工場立地法第4条の2第1項の規定に基づき、既存工場等における緑地面積率等について同法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものである。	条例の類型	規制型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	産業活性化並びに工場及びその周辺環境との調和の両立を図る工場立地法の規定に基づき、地域の実情に合った準則を条例で定めたものであることから、妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	産業活性化と周辺環境との調和を図るため緑地面積率等を定めるなど、今後も公的な関与を行うことが必要である。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	はい	国の準則による緑地面積率等を県の準則で緩和するものであり、過度な規制となっていない。
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。 ）。	はい	県準則を定めるためには、工場立地法第4条の2第1項の規定により、条例で定めることが必要である。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	工場立地法第4条の2第1項
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。 ）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民カビジョン等と整合している。	はい	県民カビジョン施策321に、「三重の強みを生かした事業環境の整備と企業誘致の推進」がある。
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	県準則が適用された工場では緑地面積率等が緩和されており、一部であっても規定を廃止した場合、規制が強化されることから工場の緑地面積率等の確保に支障が生じるものと考える。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	いいえ	工場と周辺環境との調和の推進を意図して、準則の適用する工場等を限定している。
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	

その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。		該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。		はい		
点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない	理	由	特記事項	見直しに関する規定の有無
		現在の規定は、要件のいずれをも満たしており、改正の必要がないと考える。		工場立地法は平成24年4月1日から県から市へ同法権限事務が移譲されているが、町域は引き続き県が所管している。条例が適用される工場の範囲や緑地面積率等について、企業や各市町の動向等を踏まえて改正に向けた検討を行っていく。条例の改正については各市の検討状況を踏まえて連携して取り組む必要がある。	有効期限に関する規定の有無
					無
					無